

## 船舶事故調査報告書

令和2年7月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年11月15日 06時32分ごろ
発生場所	愛知県南知多町 <sup>しの</sup> 篠島漁港 篠島港沖防波堤北灯台から真方位155°85m付近 (概位 北緯34°41.1′ 東経137°00.3′)
事故の概要	旅客船 <sup>かいおう</sup> 海鷗11は、南進中、また、漁船 <sup>まさやす</sup> 正康丸は、南西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年11月15日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 旅客船 海鷗11、19トン 240-59318愛知、名鉄海上観光船株式会社 B 漁船 正康丸、0.5トン AC3-37784（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長A、一級小型・特殊・特定 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷中央部舷縁に擦過傷 B 右舷船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西～西、風速 約12～13m/s、視界 良好 海象：波高 約1.0m 日出時刻：06時26分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、旅客16人を乗せ、篠島港沖防波堤北方沖を同港に入港する目的で約7～8ノット(kn)の速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により東南東進していた。 A船は、船長Aが、右舷方の篠島港沖防波堤北端付近の消波ブロックとの距離及び南方からの出港船の有無を確認しながら、右舷方に注意を向けて右転し、スロットルレバーを中立にして南進中、約1knの港内速力に減速したところ、左舷後方からドンという音がしてA船の左舷中央部とB船の右舷船首部とが衝突したことを知った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、篠島漁港に向けて帰航する目的で、船長Bが船尾部で合羽のフードを深く被って船外機を操縦しながら、篠島港沖防波堤東方沖を南西進中、右舷船首方至近にA船を認め、左舵を取ったものの、A船と衝突した。 船長Bは、フードの陰になって右舷前方が見えていなかったと本事故後に思った。

<p><b>分析</b></p>	<p>A船は、南進中、船長Aが、右舷方の消波ブロック及び南方の港内に注意を向けて航行したことから、B船が左舷方から接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、南西進中、船長Bが、合羽のフードで右舷前方が見えていない状態で航行を続けたことから、右舷船首方至近にA船を認めたものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、日出直後の薄明時、A船が南進中、B船が南西進中、船長Aが、右舷方の消波ブロック及び南方の港内に注意を向けて航行したため、また、船長Bが、合羽のフードで右舷前方が見えていない状態で航行を続けたため、互いに接近していることに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、航行中、一定方向のみならず、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> <li>・ 船長は、視界の妨げにならないように着衣を適切に着用して操縦し、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> </ul>